

# 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員自らの子育てや子育てをしていない職員も含め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、次世代育成支援のため、安心して他の職員と業務を分かち合い、申し送れる制度の構築、職員の意識改革、職場環境の改善を図ることを目的として、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日まで（4年間）

2 内 容

**目標1** 平成30年度の1人あたりの時間外勤務時間数を平成26年度実績より10%縮減する。

## 対 策

職員間の時間外勤務の偏在を解消し、メリハリのある勤務時間を意識する。

平成27年度～ ・事業所単位での毎週1日のノー残業デーを周知徹底、実施する。

平成30年度 ・職場単位でのノー残業デーを週1日追加する。

**目標2** 平成30年度における年次有給休暇の取得率が付与日数の50%以上である職員の割合を1年あたり5%ずつ上げる。

## 数値目標

平成26年度 35% ⇒ 平成30年度 55%

## 対 策

・ 連続3日間以上の年次休暇を年1回以上取得する。

所属長は、有給休暇取得率の低い職員に休暇取得を促すとともに、祝日を合わせて連続3日以上のお休みとする、家族の誕生日や結婚記念日等を「アニバーサリー（記念日）休暇」として、長期勤続者（5年、10年等）には「勤続功労休暇」として位置づけるなど、職場内で年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めるものとする。

**目標3** 子どもの看護休暇の日数を拡充する。  
また、(要件を満たす)男性職員の看護休暇の取得を促す。

## 取組の方向

現行の「子が小学校就学の始期に達するまで」を

① 「子が12歳に達する日以後における最初の3月31日まで」

- ② 「子が15歳に達する日以後における最初の3月31日まで」
- ③ 「子が18歳に達する日以後における最初の3月31日まで」と拡充する。

## **対 策**

- ・ 現行制度での積極的活用を周知する。
- ・ 子の看護休暇に関する職員の意識調査を実施する。
- ・ 看護休暇を取得できる子どもの年齢の範囲を「12歳に達する日以後における最初の3月31日まで」に拡大する。
- ・ 男性職員の「子どもの看護休暇」取得者を2人以上（かつ2日以上）とする。